

個別施設計画

土木総務課No. 33

策定年月日 R2年1月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	仙台地方ダム総合事務所	所管所属名称	仙台地方ダム総合事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要					
構造	棟情報一覧のとおり	用途	単独庁舎	建築日	棟情報一覧のとおり
経過年数	棟情報一覧のとおり	耐用年数	棟情報一覧のとおり	目標使用年数	棟情報一覧のとおり
運営方式	直営	管理者名称	仙台地方ダム総合事務所	全延床面積(m ²)	932.95
所在地	仙台市泉区将監10丁目37-4				
2 計画期間					
令和2年から令和11年までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検調査結果報告書」のとおり					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政組織規則第97条の2項ほか			必要性の有無	有
業務内容	行政組織規則第97条の2項				
必要性の判断理由	仙台地方ダム総合事務所は、仙台市周辺にある6つのダムの管理、1つのダムの建設を行っており、洪水調節、水資源の確保、河川環境の保全等のため必要な施設である。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。 (新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。)				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和2年度現在で、築44年で、目標使用年数45年に近づいている。 平成28年に実施した事務所棟の県有建築物保全点検結果では、全てA判定であり、喫緊に修繕を要する箇所はなかったものの、経年劣化による老朽化が著しいトイレについては、R3に女子トイレを修繕し、R4に男子トイレを修繕予定としている。 また、令和元年度に実施した、車庫と外書庫の点検の結果、基礎や鉄骨の劣化が認められ、一部D判定があることから、計画的な補修が必要であり、外書庫の庇及び鉄骨の劣化について、R4に修繕予定である。 今後は、計画的な保全点検に努めながら、土木総務課及び河川課と調整しながら適正な維持管理をしていく。				

施設名称: 仙台地方ダム管理事務所

建物棟名称: 事務所②

所在地: 仙台市泉区将監十丁目37-4

①用途: 事務所 ②延べ面積: 394 m² ③階数: 地上2階 ④竣工年度: 昭和 53 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 1 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目) 渡り廊下の天井に漏水跡が確認できます。	判定 B
	(対策等) 経過観察し, 漏水が進行する場合, 調査等により原因を特定した上で, 修繕が必要です。	
5 - 1 避難施設等(※)	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項	今回調査で屋根は目視不可でしたが, 雨樋に詰まりがないか, 屋根に著しい劣化がみられないか等, 定期的を確認する必要があります。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
- C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和元年10月31日